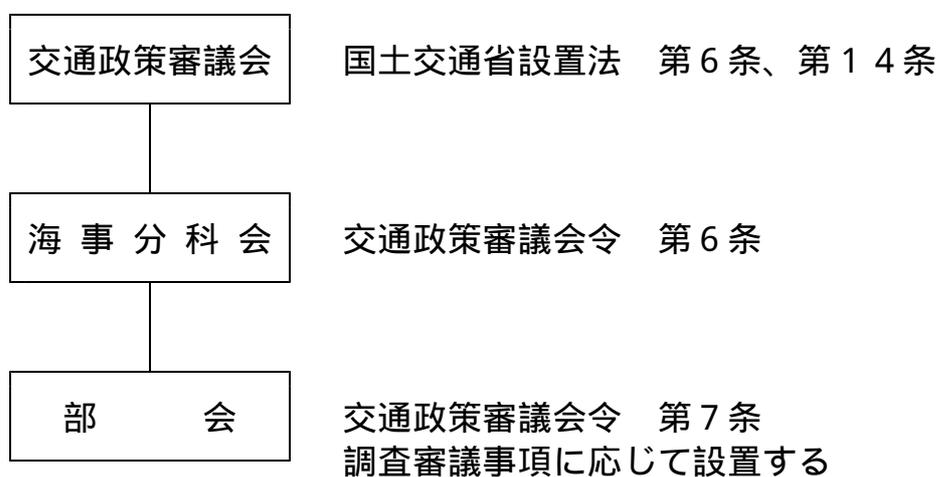


内航海運部会の設置について（案）

（根拠法令）国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）
交通政策審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 300 号）

1. 組織図



2. 設置する部会

当面、次の部会を設置する。

内航海運部会

今後の内航海運のあり方について調査審議する。